

請願 第8号
令和6年11月22日受理

2024年11月 21日

須賀川市議会議長 佐藤 瞭二 様

請願団体
新日本婦人の会須賀川支部
支部長 吉田夏子
住所 [REDACTED]
TEL・FAX [REDACTED]

紹介議員 堂脇 明奈

国に対し「選択的夫婦別姓の導入など、 民法・戸籍法改正を求める意見書」提出についての請願

【請願趣旨】

日本では、婚姻における夫婦別姓が認められないために、望まない改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられる人が多く存在しています。夫婦同姓を法律で定めているのは日本だけです。婚姻の際、96%が夫の姓になっており、間接的な女性差別との指摘もあります。

通称使用では、「旧姓併記」「旧姓使用」での法的根拠がないために、「名前がちがう」などと怪しまれたり、さまざまな事務手続きの煩雑さなどを招いています。働く女性たちにとっては改姓によって「キャリアが中断される」という声も切実で、結婚や出産を躊躇する要因の一つにもなっています。

1996年、法務大臣の諮問機関である法制審議会が、選択的夫婦別姓導入などを含む民法改正要綱を答申して、すでに4半世紀以上が経過しています。2021年6月、最高裁判所は、現行の夫婦同姓を違憲ではないとする判決を出しましたが、同時に、複数の反対意見が付され、制度のあり方を国会で議論すべきとされました。2015年12月の判決でも同様の指摘がされています。2024年10月には国連女性差別撤廃委員会から、日本政府が法改定を行うよう4度目の勧告を受けました。

選択的夫婦別姓制度は、あくまでも「選択」によるもので、引き続き夫婦同姓で結婚でき、改姓を望まないものは夫婦別姓を選択できるというので、誰も強制されることのないしくみとなっています。

世論調査では、選択的夫婦別姓制度に6割が賛成しており、とくに、若年層ほど賛成割合が高く、60歳代以下では7割が賛成となっています。各地方議会での意見書採択も広がっています。須賀川市議会においても、選択的夫婦別姓制度の導入についての検討を早期に求めます。

以上、上記項目について、地方自治法第99条にもとづき、内閣総理大臣、法務大臣など関係大臣に対する意見書の提出を決議いただくよう、請願します。

【請願事項】

- 選択的夫婦別姓の導入など、民法・戸籍法改正を行うこと。



選択的夫婦別姓の導入など、民法・戸籍法改正を求める意見書(案)

日本では、婚姻における夫婦別姓が認められないために、望まない改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられる人が多く存在している。夫婦同姓を法律で定めているのは日本だけである。婚姻の際、96%が夫の姓になっており、間接的な女性差別などの指摘もある。

通称使用では、「旧姓併記」「旧姓使用」での法的根拠がないために、「名前がちがう」などと怪しまれたり、さまざまな事務手続きの煩雑さなどを招いている。働く女性たちにとっては改姓によって「キャリアが中断される」という声も切実で、結婚や出産を躊躇する要因の一つにもなっている。

1996年、法務大臣の諮問機関である法制審議会が、選択的夫婦別姓導入などを含む民法改正要綱を答申して、すでに4半世紀以上が経過している。2021年6月、最高裁判所は、現行の夫婦同姓を違憲ではないとする判決を出したが、同時に、複数の反対意見が付され、制度のあり方を国会で議論すべきとされた。2015年12月の判決でも同様の指摘がされている。2024年10月には国連女性差別撤廃委員会から、日本政府が法改定を行うよう4度目の勧告を受けた。

選択的夫婦別姓制度は、あくまでも「選択」によるもので、引き続き夫婦同姓で結婚でき、改姓を望まないものは夫婦別姓を選択できるというもので、誰も強制されることのないしくみとなっている。

世論調査では、選択的夫婦別姓制度に6割が賛成しており、とくに、若年層ほど賛成割合が高く、60歳代以下では7割が賛成となっている。各地方議会での意見書採択も広がっている。以上のことから、須賀川市議会においても、選択的夫婦別姓制度の導入についての検討を早期に求めるものである。

1、選択的夫婦別姓の導入など、民法・戸籍法改正を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2024年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣
(男女共同参画)

須賀川市議会議長 佐藤 瞭二